



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料3-1

公益通報者保護専門調査会 資料

個別労働関係紛争解決制度について

平成30年6月13日
厚生労働省

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 目的(第1条)

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、あっせん制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決(第2条)

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等(第3条)

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導(第4条)

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん(第5条等)

- ・ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、都道府県労働局に設置する紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。
- ・ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

(5) 地方公共団体の施策等(第20条)

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対する情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

個別労働紛争解決制度の概要

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び労働基準監督署等に設置 | 全国380か所

平成28年度 総合労働相談件数 **113万 741件**
うち、○法制度の問い合わせ (71万9,333件)

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの (20万7,825件)

○民事上の個別労働紛争相談件数 (25万5,460件)

- | | | |
|----|------------|---------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 70,917件 |
| ※ | ② 自己都合退職 | 40,364件 |
| | ③ 解雇 | 36,760件 |

関係機関

- 都道府県
 - ・労政主管事務所
 - ・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

情報提供
連携

労働基準監督署
公共職業安定所 等

取次ぎ

関係法令に基づく
行政指導等

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

○申出件数 (8,976件)

- | | | |
|----|------------|--------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 2,206件 |
| ※ | ② 解雇 | 1,022件 |
| | ③ 自己都合退職 | 948件 |

・話合いの促進
・解決の方向性
示唆

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (5,123件)

- | | | |
|----|------------|--------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 1,643件 |
| ※ | ② 解雇 | 1,242件 |
| | ③ 雇止め | 472件 |

あっせん委員による紛争当事者の合意形成

※ 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

○ 総合労働相談とは

- 個別労働紛争の未然防止や早期解決を図るため、相談コーナーにおいて、相談員が労働者・事業主からの相談に対応し、法令、裁判例等の情報提供を行う。
- 労働関係法令違反等、法令に基づく行政指導等による解決を図るべき紛争事案については、原則として行政指導等担当部署への取次を行う。(行政指導によっても、法違反事項以外の紛争がなお残る場合には、助言・指導及びあっせんの対象となり得る。)

○ 助言・指導とは

- 民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度。
- 法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであり、なんらかの措置を強制するものではない。

○ あっせんとは

- 紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として労働問題の専門家である紛争調整委員会のあっせん委員が入り、当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- あっせん委員は、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者に対して、事案に応じたあっせん案を提示することができる。
- 被申請人が参加しない場合や、合意に至らない場合には、あっせん手続きを打ち切ることとなる。

都道府県労働局長の助言・指導

数字は平成28年度

情報提供
相談対応

労働基準監督署
公共職業安定所等
関係法令に基づく
行政指導等

総合労働相談コーナー

- 法令・各種制度に関する照会、行政手続きに関する問い合わせ
- 法施行事務（監督権限の行使、行政指導の実施等）を求めるもの
- 民事上の個別労働相談

- 関連する法令、裁判例等の情報の提供、その他の援助
- 個別労働紛争解決制度の説明

他の紛争解決・相談機関の情報提供

- 都道府県（労政主管事務所、労働委員会）
- 裁判所
- 法テラス
- 民間ADR等

相談者が労働局における
紛争解決援助を希望する場合

相談者が紛争調整委員会における
あっせんを希望する場合

相談者（申出人）に対する
助言・指導制度の説明及び申出の受付

・申出件数：8,976件
（労働者99.5%、事業主0.5%）

あっせん制度の説明・申請の受理

法令・判例等に照らし、紛争当事者間の話し合いを促進することが
適当であると認められる場合等

法令・判例等に照らし、紛争当事者間のいずれかに何らかの問題があることにより紛争の
解決が阻害されていると認められる場合等

被申出人に対する
助言（口頭又は文書）の実施

・実施件数：8,538件

被申出人に対する
指導（文書）の実施

・実施件数：1件

・年度内手続終了件数 8,912件

- ・助言の実施 8,539件
- ・取下げ 270件
- ・打切り 86件
- ・その他 17件

・1ヶ月以内に処理を行った割合：98.7%

解決

・解決件数：4,217件

解決せず

・未解決件数：4,695件

終了

相談者が紛争調整委員会における
あっせんを希望する場合

・あっせんへの移行件数：810件

紛争調整委員会によるあっせん

数字は平成28度

- ・年度内手続終了件数 5,083件
- ・合意成立件数 2,003件
- ・申請の取下げ 222件
- ・打切り(不参加) 1,878件
- ・打切り(不参加以外) 969件
- ・その他 11件

あっせんの申請の受理

- ・申請受理件数: 5,123件
(労働者98.3%、事業主1.6%、労使双方0.2%)

都道府県労働局長が紛争調整委員会へあっせんに委任

あっせんの開始通知

被申請人の参加・不参加の意思確認

労働局によるあっせんの参加勧奨

不参加 1,878件

参加

あっせん期日(あっせんが行われる日)の決定
紛争当事者からの事情聴取

- ・あっせん開催件数: 2,886件
- ・あっせん参加率: 56.8%

あっせん委員(※) あっせんの実施(非公開・原則1回)

- (※ 3名指名、通常、担当あっせん委員1名が担当)
- ・双方の主張の確認
- ・当事者の主張などを踏まえた調整
- ・当事者双方が求めた場合、具体的なあっせん案の提示

- ・2か月以内に処理を終了した事案の割合: 88.6%
(うち1か月以内: 43.5%)

あっせんを開催せずに合意

86件

あっせん案の提示・
当事者双方の受諾
(合意文書作成)

1件

その他の合意の成立
(合意文書作成)

1,916件

合意せず

969件

打切り

紛争の迅速な解決

- ・合意成立件数: 2,003件
- ・あっせんを開催した事案に対する合意率: 66.4%

他の紛争解決・相談機関の情報提供

- 裁判所(労働審判、民事訴訟等)
- 都道府県(労働委員会等)
- 法テラス

等

個別労働紛争解決制度の施行体制について

数字は平成30年度

労働局長

総務部

労働局長が
あっせんを委任

雇用環境・均等部(室)

労働紛争調整官 75名

局または署において監督、安衛及び雇用均等などの相談業務に携わり、かつ、労働条件確保等の対策に精通している者等から任命

↓

総合労働相談コーナー
全国380か所
(都道府県労働局、労働基準監督署等に設置)

総合労働相談員 755名
(困難事案担当:65名 一般:690名)

労働関係法令並びに労働条件その他の労働関係及び労使関係に関し深い知識及び経験を有する者を任命
具体的には社会保険労務士、企業又は労働組合の内外で労使関係の実務処理に携わってきた者等

労働基準部

職業安定部

紛争調整委員会
(都道府県労働局に設置)

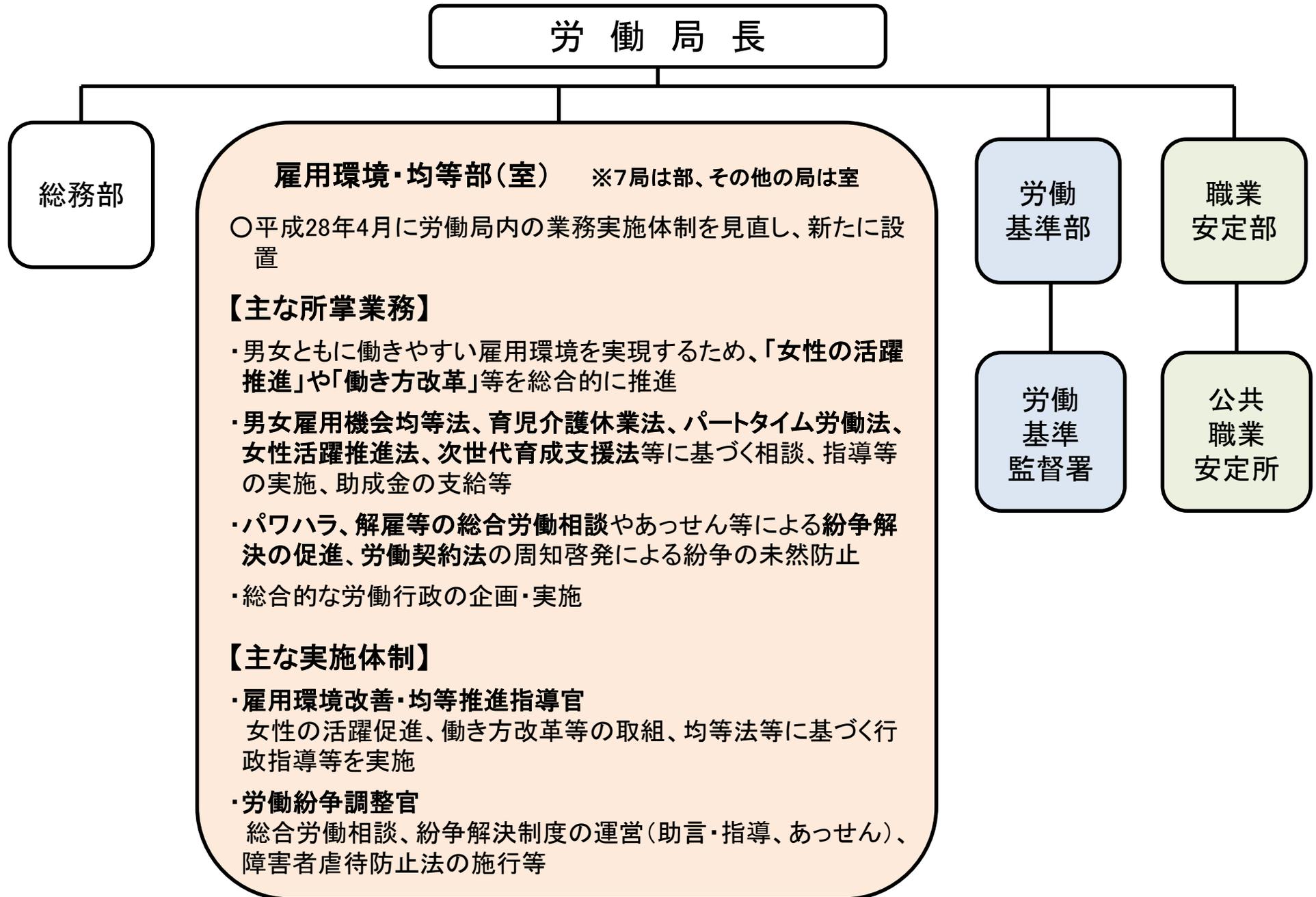
紛争調整委員 381名

- 厚生労働大臣が任命(任期は2年)
- 産業社会の実情に通じ、法令や判例、企業の人事労務管理について専門的知識を有する者で、具体的には、弁護士等法曹関係者、学者、社会保険労務士等

労働基準監督署

労働基準監督業務
安全衛生業務
労災業務

都道府県労働局の組織について



労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

趣旨

司法機関、行政機関、民間団体等を構成員とし、それぞれの個別労働紛争解決制度の運用状況等についての情報交換、情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等について話し合いを行うことにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって個別労働関係紛争の解決の促進に資することを目的とするもの。

構成員

事務局：都道府県労働局

都道府県労働局

都道府県
労政主管部局

都道府県
労働委員会
(※)

※個別労働紛争解決制度を運用している場合

参加を求められることが出来る機関

地方裁判所

簡易裁判所

日本司法
支援センター
(法テラス)

ADR法に基づく認証機関

弁護士会
(紛争解決センター)

社会保険労務士会
(労働紛争解決センター)

司法書士会
(調停センター)

日本産業
カウンセラー協会
(ADRセンター)

この他、当該都道府県において労働相談、個別労働紛争のあっせん等を行っている機関、団体

主な協議事項

- 労働関係紛争の相談窓口・解決制度一覧(リーフレット)の策定、記載内容の調整
- 各機関・団体において実施している個別労働紛争解決制度の運用状況、問題点の情報交換
- 各機関・団体を紹介する場合における各機関・団体間の連携の在り方についての意見交換
- 各機関・団体の担当者等のための合同研修会や合同相談会の実施予定の検討、実施結果の報告